1 入札対象事業

事業名	4-5国補(仮称)みどりの学校プール建設工事
工事場所	つくば市みどりの南14番地1、218番地2
工事概要	(仮称) みどりの学校プール建設工事 水泳場(屋内温水プール) 1棟、 鉄筋コンクリート造一部鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造、1階建て、 延べ面積2,953.70㎡、建築面積3,471.42㎡、敷地面積25,135.91㎡、 受水槽、駐車場、駐輪場等付帯施設、外構工事一式
予定価格	非公開
工事期間	令和5年12月28日まで
発注課	つくば市市民部スポーツ施設整備室

2 入札参加資格要件

この公告の日において、次の要件を全て満たしていること。

つくば市入札参加者選定等取扱要綱(平成12年つくば市告示第80号)第17条に規定する入 札参加有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者であること。

有資格者名簿の 種類	建設工事
入札参加形態	共同企業体
共同企業体の 構成員	共同企業体の構成員は、つくば市入札参加者選定等取扱要綱第27条の要件を満たす2者で構成すること。
許可業種	・代表構成員は建築一式・構成員は建築一式
建設業の許可	・代表構成員は特定 ・構成員は特定又は一般
経営事項審査	契約締結日から1年7月以内の日が審査基準日の経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の審査をいう。)を受けていること。
格付基準点	最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式工事に係る総合評定値につくば市入札参加者選定等取扱要綱第15条第1項各号により算出した数値を加えた市の格付基準点が代表構成員は1,000点以上、構成員は700点以上であること。
年間平均完成工事高	代表構成員及び構成員は、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値 通知書の建築一式工事に係る年間平均工事高があること。

配置技術者	・代表構成員は、建設業法第26条の規定に基づく建築一式工事に係る国家 資格を有する監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。 ・構成員は、建設業法第26条の規定に基づく建築一式工事に係る国家資格 を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事現場に専任で配置できるこ と。
地域要件	・代表構成員は、次のいずれかの地域要件を満たすこと。 (1) 茨城県内に本店を有すること。 (2) 有資格者名簿に登録された建設業法第3条第1項に規定する営業所等 (支店又は政令で定めるこれに準ずるものをいう。)をつくば市内に置き、継続して2年以上経過していること。 (3) 研究施設(建設工事に係る技術や材料等の研究・開発を行うものに限る。)をつくば市内に置き、継続して2年以上経過していること。 ・構成員は、つくば市内に本店を置き継続して2年以上経過していること。 と。
資格等要件	_

3 特定建設工事共同企業体結成要件等

特定建設工事共 同企業体の結成 要件	・共同企業体の構成は、代表者構成員及び構成員の2者であること。 ・代表構成員と構成員が資本、技術及び材料等を提供し、実質的な施工能力が増大するものであること。 ・運営形態は、代表構成員及び構成員が一体となって施工する方式であること。 ・代表構成員の出資比率は、構成員の出資比率以上とし、上限は70パーセントとすること。 ・構成員の出資比率の下限は、30パーセントとすること。 ・この入札について、共同企業体の代表構成員又は構成員となって参加した者は、当該入札に係る他の共同企業体の代表構成員又は構成員になっていないこと。 ・代表構成員と構成員は、特定建設工事共同企業体協定書により協定を締結していること。
特定建設工事共 同企業体入札参 加申請書の提出 方法	特定建設工事共同企業体入札参加申請書に特定建設工事共同企業体協定書 を添付し、袋綴じにして代表構成員と構成員の印鑑にて契印し、持参によ り3部提出すること。
	令和4年7月7日 午後1時まで 提出場所:つくば市役所コミュニティ棟2階 総務部契約検査課

4 入札日程等

参加申請の方法	特定建設工事共同企業体を結成した代表構成員が、いばらき電子入札共同利用システム(以下「電子入札システム」という。)により行うこと。
参加申請の締切 日時	令和4年7月7日 午後1時まで
設計図書の閲覧	いばらき電子入札共同利用システム(入札情報サービス)にて公開する。
	令和4年6月27日 午後1時まで つくば市市民部スポーツ施設整備室
質問先	Eメール edc083@city. tsukuba. lg. jp
質問に対する回 答	令和4年7月4日 つくば市ホームページ「入札のひろば」に掲載する。
入札方法	電子入札
入札書受付締切 日時	令和4年7月21日 午後1時まで
開札日時	令和4年7月22日 午前9時00分
開札場所	つくば市役所 2 階会議室202
再度入札	落札候補者がいない場合、予定価格に達しない者及び失格基準価格を下回った者を対象として、再度入札の応札可能者が複数ある場合に限り、開札日の翌日から5日以内(閉庁日を除く。)に再度の入札を電子にて行う。
低入札価格調査	低入札価格調査制度を適用し、失格基準価格を設ける。
制度又は最低制限価格の有無	「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項(電子入札建設工事用)」の 「10低入札価格調査」に示すとおりとする。
工事費内訳書	「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項(電子入札建設工事用)」の 「6工事費内訳書」に示すとおりに提出すること。
	提出を求められた日の翌日から2日以内(閉庁日を除く。)
及び提出場所	つくば市役所コミュニティ棟2階 総務部契約検査課 FAX 029-868-7630 Eメール gen070@city.tsukuba.lg.jp
審査書類	「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項(電子入札建設工事用)」の「9事後審査に伴う入札参加資格要件関係書類の提出及び落札者の決定」に示すとおりとする。

5 その他

入札保証金	納付を免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。 ただし、つくば市契約規則(平成9年つくば市規則第70号)第35条第1号から第6号まで(同条第3号及び第5号を除く。)のいずれかに該当するときは、納付を免除する。

落札件数	この公告の日に公告した建設工事の入札案件について、落札候補者となれるのは、開札順に1件までとする。
入札の無効	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件 に違反した者の入札は、無効とする。
議会の議決	入札参加資格の審査の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めたときは落札者とし、仮契約を締結する。なお、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和62年つくば市条例第22号)第2条の規定による議会の議決を経たときに、仮契約は本契約となる。
事業所の確認	つくば市ホームページ「入札のひろば」に掲載する「事業所の実態調査要領」及び「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項(電子入札建設工事用)」の「9事後審査に伴う入札参加資格要件関係書類の提出及び落札者の決定」に示すとおりとする。
共通事項	「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項(電子入札建設工事用)」に 示すとおりとする。
照会先	〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市総務部契約検査課入札管理係 電話 029-883-1111